

答 申 書

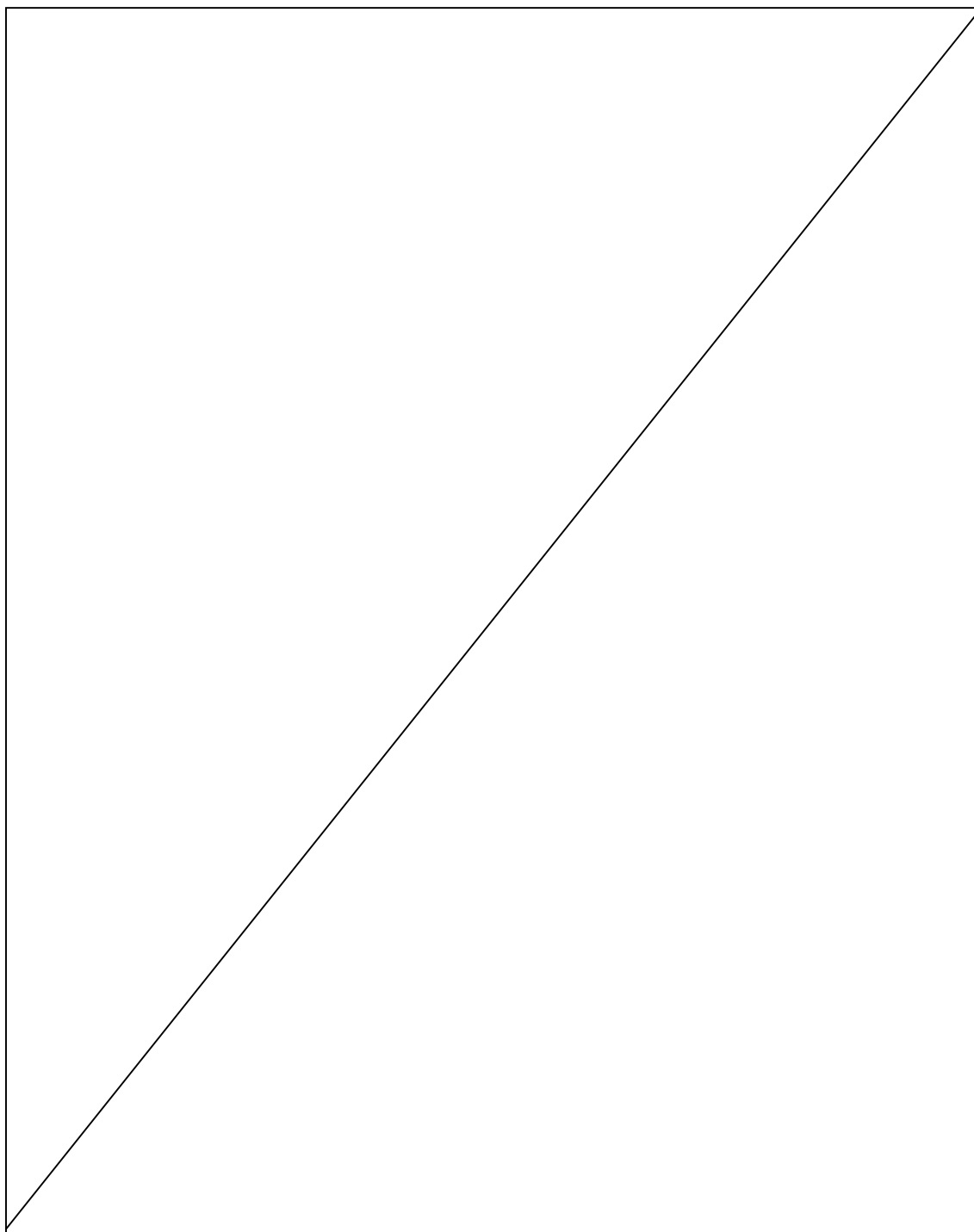
第 3 次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者の支援に関する基本計画の策定について

(案)

令和 2 年 3 月

さいたま市男女共同参画推進協議会

はじめに



令和2年3月

さいたま市男女共同参画推進協議会
会 長 田代 美江子

目 次

I	答申にあたって	1
1	諮問の経緯	1
2	答申の背景	1
	(1) 配偶者等からの暴力の特徴	1
	(2) 国際社会の動向	2
	(3) 国の取組み（DV防止法の制定と改正）	2
	(4) 埼玉県の取組み	3
	(5) さいたま市の取組み	3
II	さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題	4
1	さいたま市民の配偶者等からの暴力に対する認識	4
2	さいたま市における配偶者等からの暴力被害の実態	6
3	相談状況	8
4	若年層における交際相手からの暴力	11
5	子どもへの影響	14
6	関係機関等との連携	15
III	計画の基本的な考え方	16
1	計画の性格	16
2	計画の対象とする暴力	16
3	計画の期間	16
4	計画の目標	16
5	計画の体系	18
IV	計画の基本目標と施策の方向	19
	基本目標Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進	19
	基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	20
	基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	22
	基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実	23
	基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力	24

—参考資料—

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・**
さいたま市男女共同参画のまちづくり条例・・・・・・・・・・**
第3次さいたま市DV防止基本計画について（諮問書写）・・・・・・・・・・**
さいたま市男女共同参画推進協議会の審議状況・・・・・・・・・・**
さいたま市男女共同参画推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・**

○図表目次

図表1 暴力として認識される行為・・・・・・・・・・4
図表2 暴力の内訳・・・・・・・・・・5
図表3 暴力として認識される行為（時系列）・・・・・・・・・・5
図表4 配偶者等からの被害経験・・・・・・・・・・6
図表5 配偶者等からの被害経験中に感じた命の危険・・・・・・・・・・7
図表6 女性相談件数の推移・・・・・・・・・・8
図表7 暴力についての相談経験・・・・・・・・・・9
図表8 相談しなかった理由・・・・・・・・・・9
図表9 さいたま市における緊急一時保護及び一時保護件数・・・・・・・・・・10
図表10 県内における保護命令発令件数・・・・・・・・・・11
図表11 デートDVの被害経験・・・・・・・・・・12
図表12 デートDVの認知度・・・・・・・・・・13
図表13 暴力行為について、子どもの目撃の有無・・・・・・・・・・14
図表14 子どもへの暴力行為の有無・・・・・・・・・・15

[図表1・3・4・5・7・8・13・14]

出典：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成29年1月）
この調査は、さいたま市が平成28年8月にさいたま市内在住の満20歳以上の男女5,000人を対象に実施したものです。

[図表6]

さいたま市男女共同参画推進センター事業概要より作成

[図表9]

さいたま地方裁判所に照会

[図表10]

さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課に照会

[図表11・図表12]

出典：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（令和2年1月）
この調査は、さいたま市が令和元年7月～9月にさいたま市内の高校及び大学の生徒及び学生約3,000人を対象に実施したものです。

I 答申にあたって

1 諮問の経緯

さいたま市は、平成 15 年 3 月に制定した「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、平成 16 年 3 月に「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、「女性に対する暴力の根絶」を重点施策として、性の尊重や暴力根絶に関する啓発、被害者への相談体制の整備・充実及び関係機関等とのネットワークの確立等に取り組んでいます。

また、これらの取組をより充実させるため、平成 28 年 3 月には、「第 2 次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しています。

この度、同計画の計画期間が令和 2 年 3 月に満了することに伴い、さいたま市長から当協議会に対して諮問があり、「第 3 次基本計画はいかにあるべきか」について審議を進めてきました。

なお、平成 31 年 3 月に策定した「第 4 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」では、目標に「女性に対する暴力のないまちづくり」を掲げて、配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援を進めています。

2 答申の背景

(1) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、家庭内で行われることが多いため発見が困難であり、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、DV加害者に罪の意識が薄く、暴力を振るっている認識がないといった傾向が見られます。

DVは、対等な関係の中で行われる行為ではなく、暴力により相手を支配する関係の構造が成立しています。加害者は社会的な影響力、経済力、体力など被害者よりも優位な状況を利用し、身体的な暴力だけではなく、暴言等や経済的な暴力を繰り返し、恐怖とあきらめ等を与えることで、被害者の正常な判断や行動を奪っています。

暴力的環境の中で生きていくと、被害者は自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。子どもが暴力に巻き込まれて身体的外傷を受けることや親の暴力を目撃し著しい心理的外傷を受けたりすることは「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待であると定義されています。児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、より一層の関係機関等との連携が求められます。

なお、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、今日に至るまでの社会的・構造的問題により、DVの被害者の多くは女性です。男女共同参画社会の実現に向けて個人の人権を尊重し、引き続き暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

(2) 国際社会の動向

DVを含む女性に対する暴力に関する国際的な取り組みは、国連を中心として女性の人権擁護や男女平等の取組の中で取り上げられてきました。

平成 22 年には、国連で国連女性機関 (UN Women) が発足し、「女性・女兒に対する差別の撤廃」、「女性のエンパワーメント」、「ジェンダー平等の達成」を優先課題として取り組んでいます。

また、平成 27 年には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。SDGs は、「17 の目標」と「169 のターゲット (具体目標)」から構成されており、その中でも、目標 5 「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る」において、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを保証するためのさまざまなターゲットを掲げています。

(3) 国の取組み (DV防止法の制定と改正)

国は、DV防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 年 4 月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (以下、「DV防止法」という。) を制定し、DVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

以降、DV防止法の改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」 (以下、「基本方針」という。) が策定され、市町村においては「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにする」ことを努力義務とされました。

また、生活の本拠を共にする交際 (婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。) をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても支援の対象とするなど、その充実を図ってきました。

令和 2 年の法改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化されます。

(4) 埼玉県の実践

国の基本方針では、都道府県の基本的な役割は、DV被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等、広域的な施策を推進することとなっています。

埼玉県では、平成13年のDV防止法の施行後、平成14年に婦人相談センターを設置、平成24年に埼玉県男女共同参画推進センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、DV相談、一時保護をはじめ、被害者に対して専門的な機能を活用した支援や、福祉、保健、医療、警察、司法など各分野との広域的な連携による支援が実施されています。

また、平成29年3月には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を策定し、これまでの取組を一層進めるとともに、市町村の取組に対する支援を充実し、積極的にDV対策に取り組んでいます。

(5) さいたま市の取組

平成19年のDV防止法の改正において、「基本計画の策定」及び「適切な施設で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにすること」が市町村の努力義務とされました。

また、基本方針では、「地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止」から「被害者の支援」まで、幅広い施策がその内容となり、被害者に最も身近な行政主体としての役割が市町村に求められました。具体的には、相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うこと等となっています。

さいたま市においては、平成21年3月に策定した「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」において、「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点事項に掲げ、平成23年3月に「さいたま市DV防止基本計画」を策定し、DV防止と被害者への支援に取り組んでいます。

また、身近な行政主体でDV被害者の支援をするため、平成26年10月に「配偶者暴力相談支援センター」が設置されました。

現在、平成31年3月に策定した「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の目標Ⅶ「女性に対する暴力のないまちづくり」に基づき、DVの防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

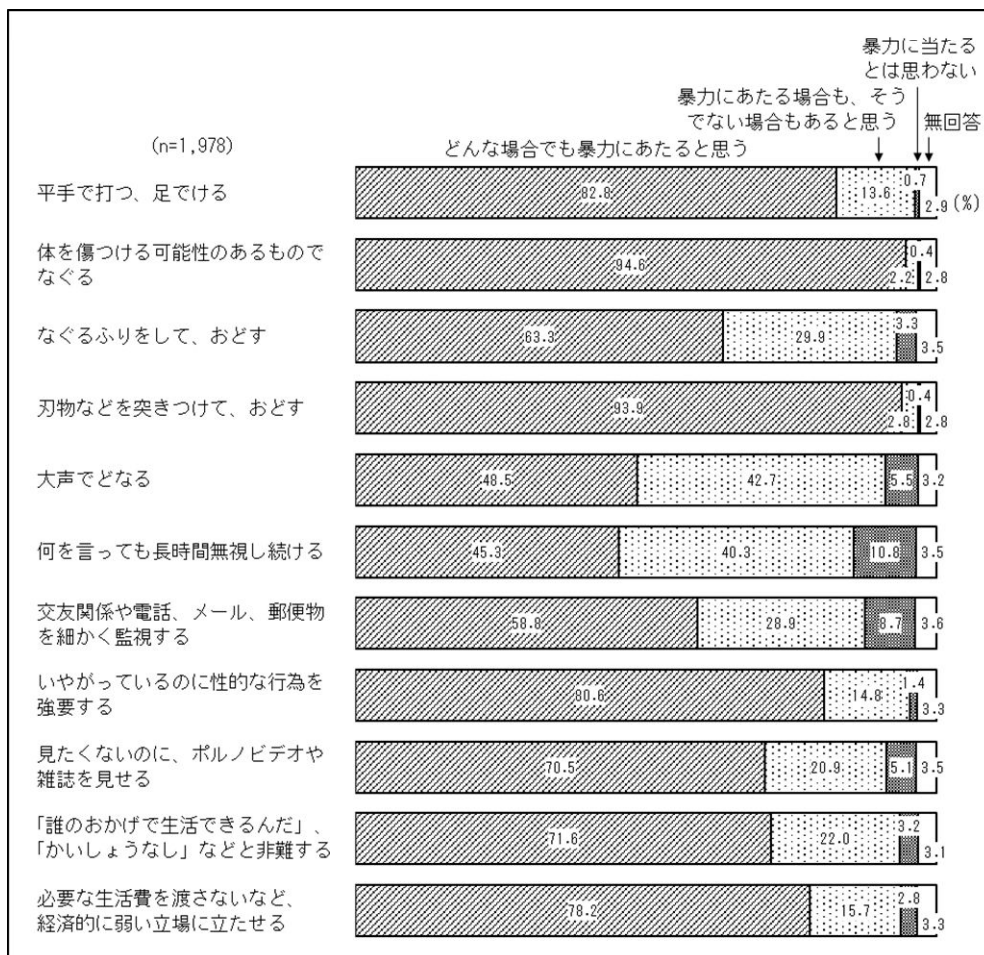
II さいたま市における配偶者等からの暴力の現状と課題

1 さいたま市民の配偶者等からの暴力に対する認識

「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成29年1月、以下「市民意識調査」という。)によると、配偶者などに対して行われた行為で暴力として認識される行為は、「体を傷つける可能性のある物でなぐる」、「刃物などを突きつけて、おどす」の身体的暴力を「どんな場合でも暴力にあたると思う」と考える人が多く、他の項目よりも暴力であると認識される割合が特に高く、9割以上を占めています。

その一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」、「交友関係や電話、メール、郵便物を細かく監視する」といった行為を「暴力に当たるとは思わない」と考える人は、約1割と他の項目に比べて高くなっています(図表1)。

図表1 暴力として認識される行為

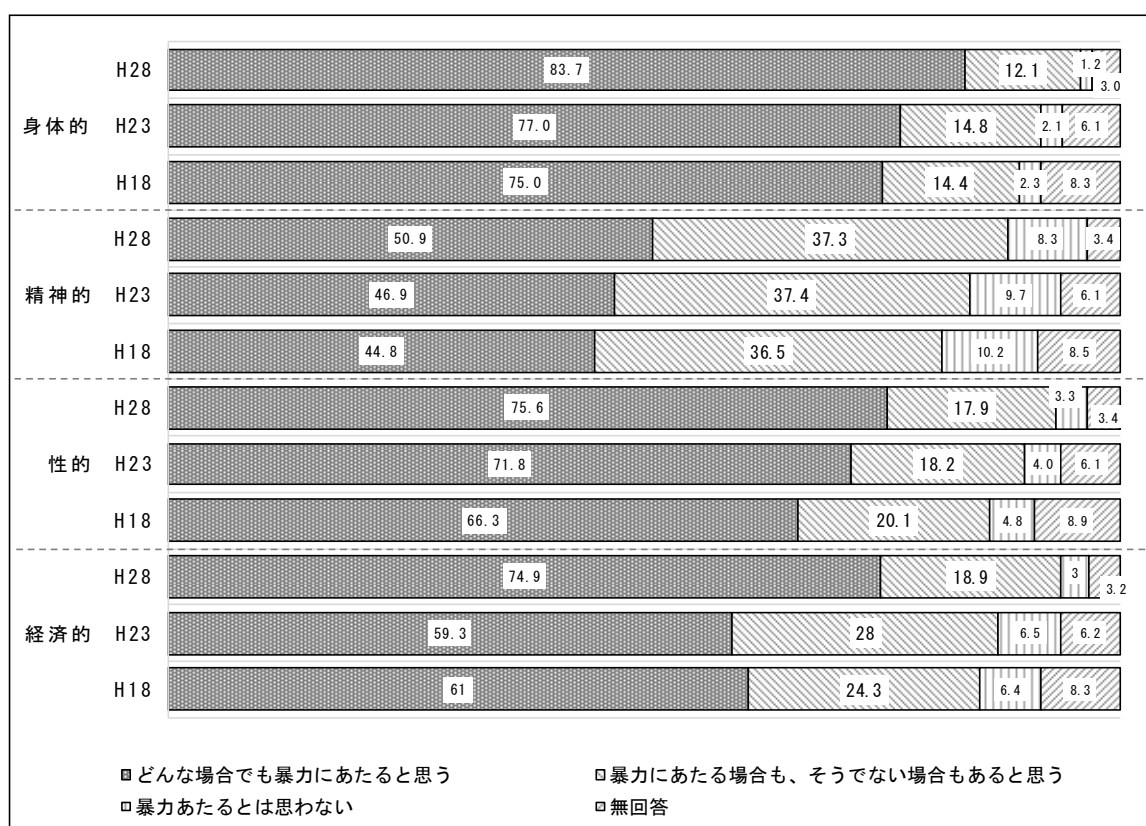


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(平成29年1月)

図表2 暴力の内訳

身体的暴力	平手で打つ、足でける 体を傷つける可能性のあるものでなぐる なぐるふりをして、おどす 刃物などを突きつけて、おどす
精神的暴力	大声でどなる 何を言っても長時間無視し続ける 交友関係や電話、メール、郵便物を細かく監視する
性的暴力	嫌がっているのに性的な行為を強要する 見たくないのに、ポルノビデオや雑誌を見せる
経済的暴力	「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと非難する 必要な生活費を渡さないなど、経済的に弱い立場に立たせる

図表3 暴力として認識される行為（時系列）



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成29年1月）

【課題】

暴力は個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を深刻化させないためにも、市民一人ひとりが暴力（身体的・精神的・性的・経済的暴力）についての認識をさらに高めることが必要です。特に、「交友関係や電話、メール、郵便物を細かく監視する」や、「何を言っても長時間無視する」、「大声でどなる」などの精神的暴力について、「どんな場合でも暴力にあたる」と考える人の割合が低く、また「暴力に当たるとは思わない」と考える人も依然として多

いことから、DVについての意識啓発や情報提供をさらに充実させて、誰もがDVに関する正しい知識が持てるように努めていくことが必要です。

DVの未然防止については、あらゆる機会を通じて、子どもたちからお互いの人権を尊重し、男女平等の意識を高めていくための教育に取り組む必要があります。

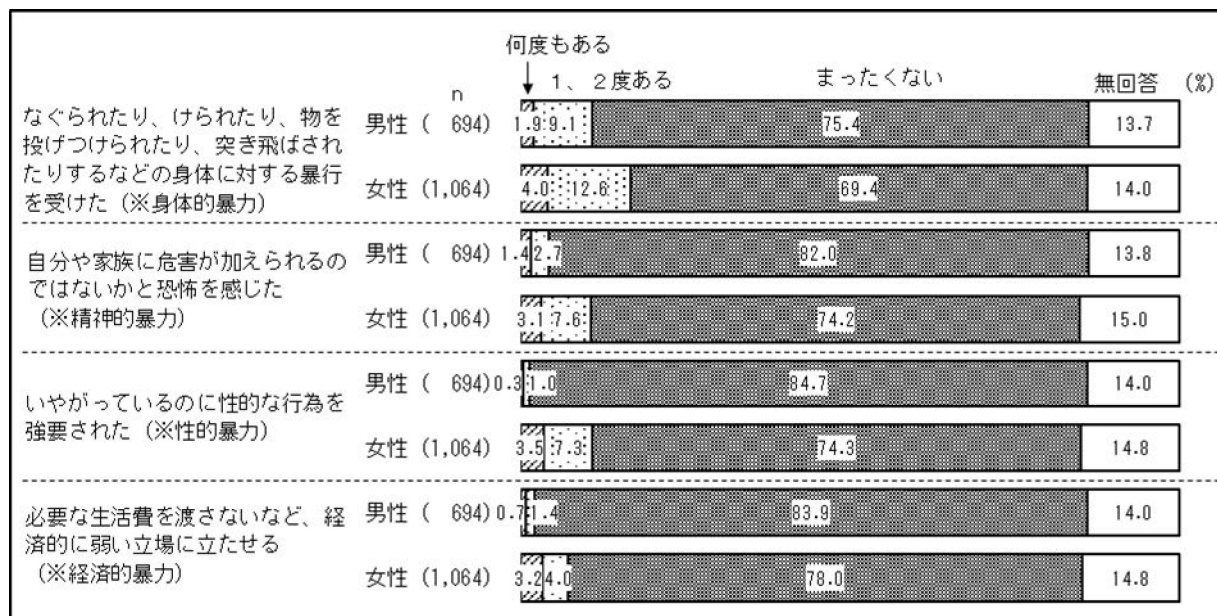
また、DVの再発防止においては、加害者更生プログラムの検討も必要です。

2 さいたま市における配偶者等からの暴力被害の実態

市民意識調査によると、配偶者等からの被害経験については、「なぐられたり、けられたり、物をなげつけられたり、突き飛ばされたりするなどの身体に対する暴行を受けた」（女性：16.6%、男性：11.0%）、「自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた」（女性：10.7%、男性：4.1%）、「いやがっているのに性的な行為を強要された」（女性：10.8%、男性：1.3%）、「必要な生活費を渡さないなど、経済的に弱い立場に立たせる」（女性：7.2%、男性：2.1%）という結果が出ており、いずれの被害経験についても、「あった」という回答は女性が男性を5ポイント以上上回っています（図表4）。

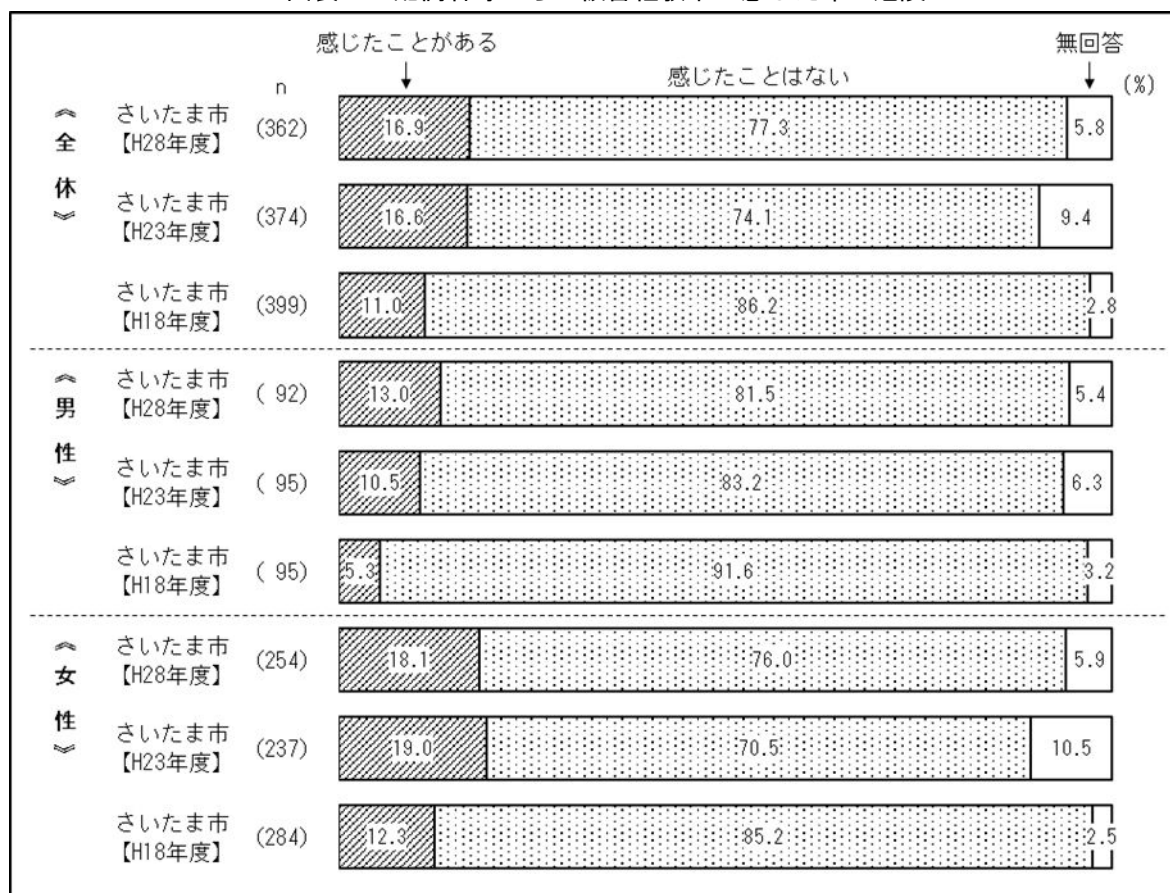
また、配偶者等からの被害経験中に感じた命の危険について、「感じたことがある」と回答した人は過去の調査結果と比較して増加傾向にあり、特に男性は平成18年度の2倍以上に急増しています（図表5）。

図表4 配偶者等からの被害経験



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成29年1月）

図表5 配偶者等からの被害経験中に感じた命の危険



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年 1 月）

【課題】

DV被害者の多くが女性である背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、男女が置かれてきた社会における構造的な問題があります。

一方で、男性の被害者も1割以上いる状況にあります。男性は、「男は弱音を吐くべきでない」「男は家庭の経済的役割を担うべき」「男は人に相談するべきではない」など固定的な性別役割分担意識から相談できていない状況にあり、「男性も相談してもよい」とする意識を持てるよう啓発することが必要です。

男女がお互いを認め合い、お互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した施策の推進が必要です。

3 相談状況

さいたま市では、男女共同参画相談室と浦和・中央・岩槻区役所の4ヶ所で婦人相談員による女性の悩み電話相談を実施している他、平成26年10月に開設した配偶者暴力相談支援センターにおいて、女性のDV被害に関する電話相談を実施しています。

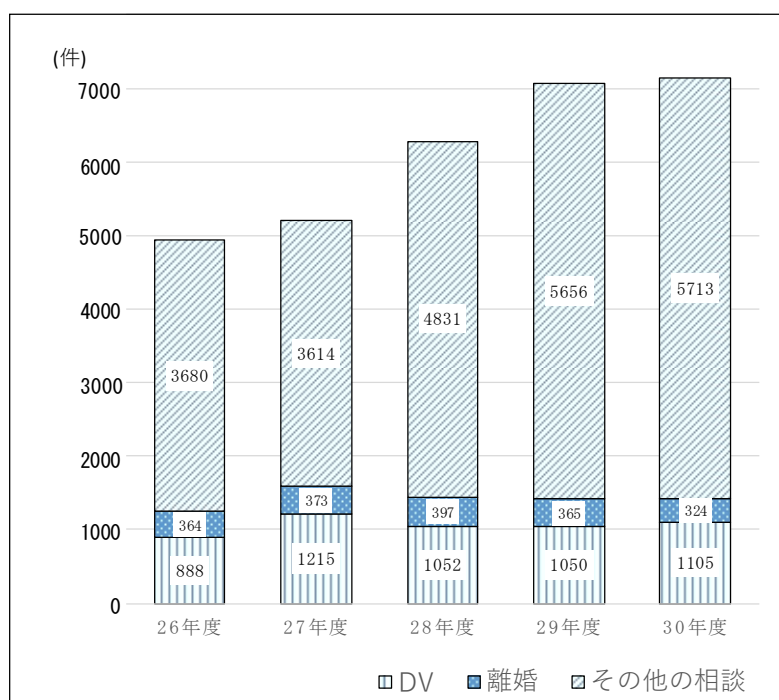
相談件数は、年々増加傾向にあります。相談の内容として最も多いのは「DV相談」で、過去5年間の相談件数はほぼ横ばいとなっています(図表6)。市民意識調査の結果によると、暴力についての相談経験を「相談しなかった」と回答した人の割合が半数以上を占めており、潜在的な被害者が未だに数多くいると考えられます(図表7)。

特に男性の被害経験者は、その8割以上が相談しておらず、男性の悩み電話相談窓口の更なる周知や、配偶者暴力相談支援センターにおいて男性のDV被害者への対応のあり方について検討する必要があります(図表7)。

なお、相談しなかった理由では、被害経験者のうち約5人に1人が「自分に悪いところがあると思ったから」、「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思ったから」、「恥ずかしくて誰(どこ)にも言えなかったから」などと回答しています(図表6)。

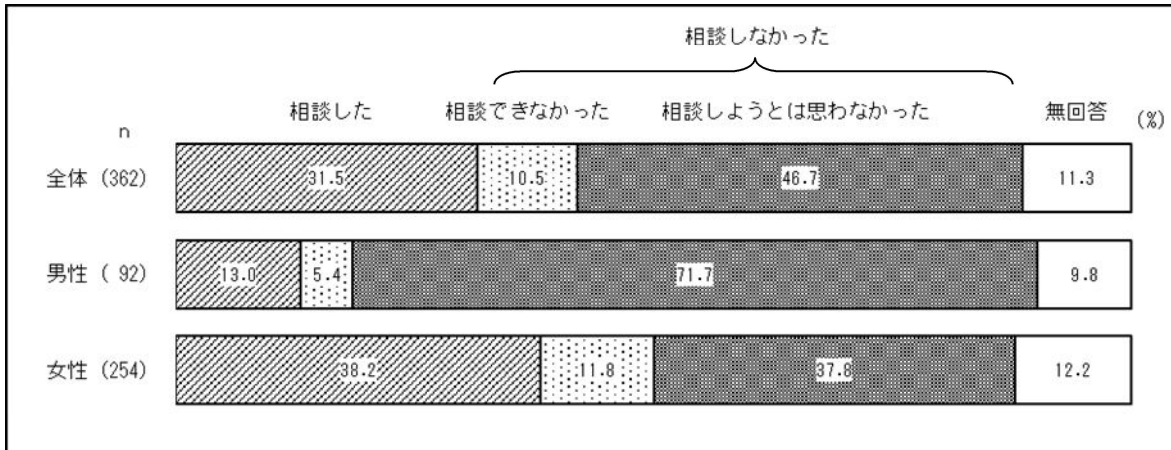
また、平成23年度に実施した市民意識調査の結果に比べ、「誰(どこ)に相談したらよいかわからなかった」という回答の割合が増加しており、被害を潜在化させないためにも更なる相談窓口の周知や、相談をしやすい環境づくりが必要です(図表8)。

図表6 女性相談件数の推移



資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

図表7 暴力についての相談経験

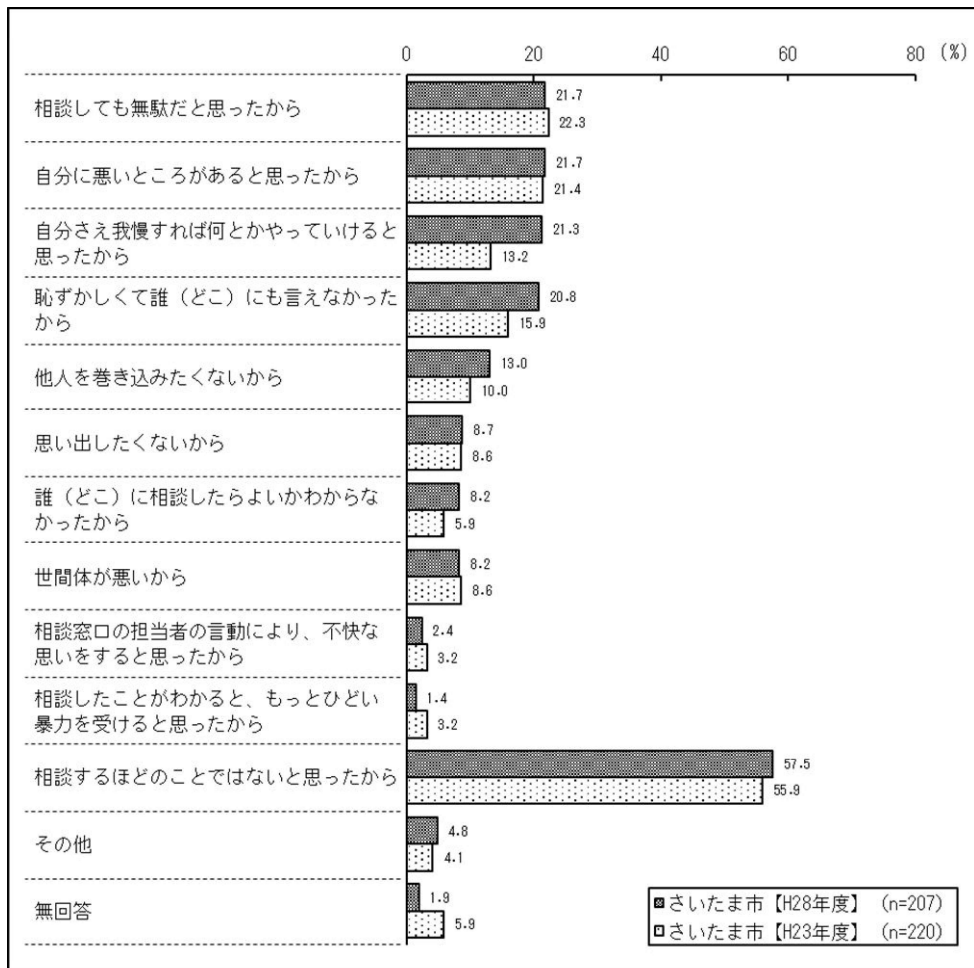


資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年 1 月）

注) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・性的・経済的）の被害経験について、1つでも「何度もあった」または「1、2度あった」と回答した方に、その暴力についての相談経験を伺いました（全体 362 人／男性 92 人・女性 254 人）。

注) 性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

図表8 相談しなかった理由



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年 1 月）

注) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・性的・経済的）の相談経験について、「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と回答した方に、その理由を伺いました（平成 28 年度：全体 207 人／男性 71 人・女性 126 人、平成 23 年度：全体 220 人／男性 71 人・女性 125 人）。

注) 性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別の数値は一致しません。

【課題】

男女共同参画相談室が実施する女性の悩み相談窓口や配偶者暴力相談支援センターが実施する女性のDV相談など公的な相談機関があるにもかかわらず、相談しなかった人の割合が半数を超えています（図表7）。

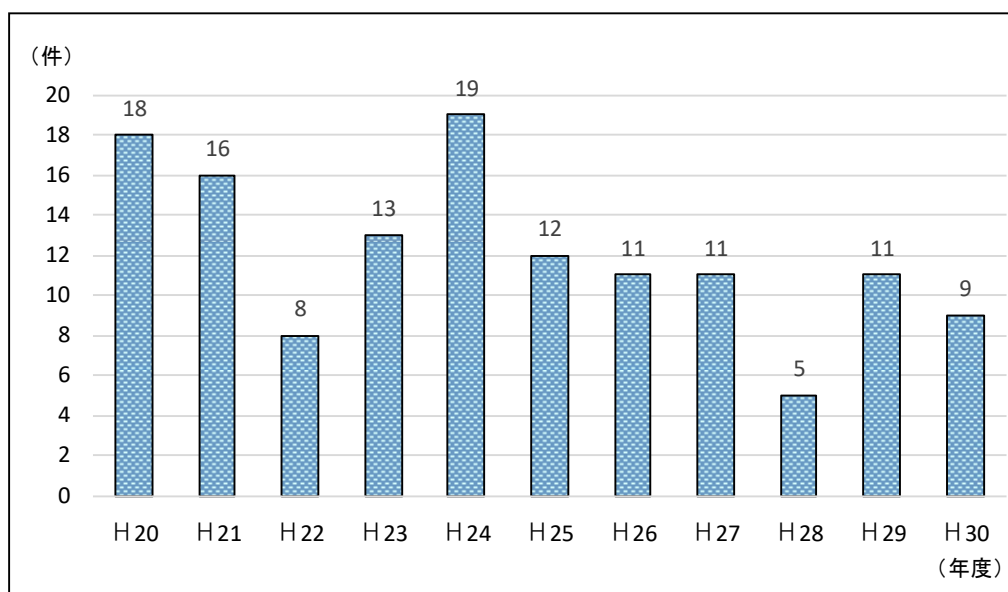
DV被害の解決のためには、公的機関への相談が必要であるという認識や、相談先として公的機関があることの認知度を高める必要があります。

また、DVは重大な人権侵害であり、ひとりで悩むことなく気軽に安心して相談機関を利用してよいという認識を持ってもらえるよう、一層の相談機関の充実や、民間団体等の協力による更なる周知活動が必要です。

DV防止法では、DVから逃れるために被害者とその同伴家族に避難が必要な場合、各都道府県に設置されている婦人相談所において一時保護を行うことが規定されています。また、緊急時には配偶者暴力相談支援センターにおいて安全の確保を実施することとなっています。

さいたま市において、緊急一時保護または一時保護が必要となった件数は平成24年度以降減少傾向にあります（図表9）。

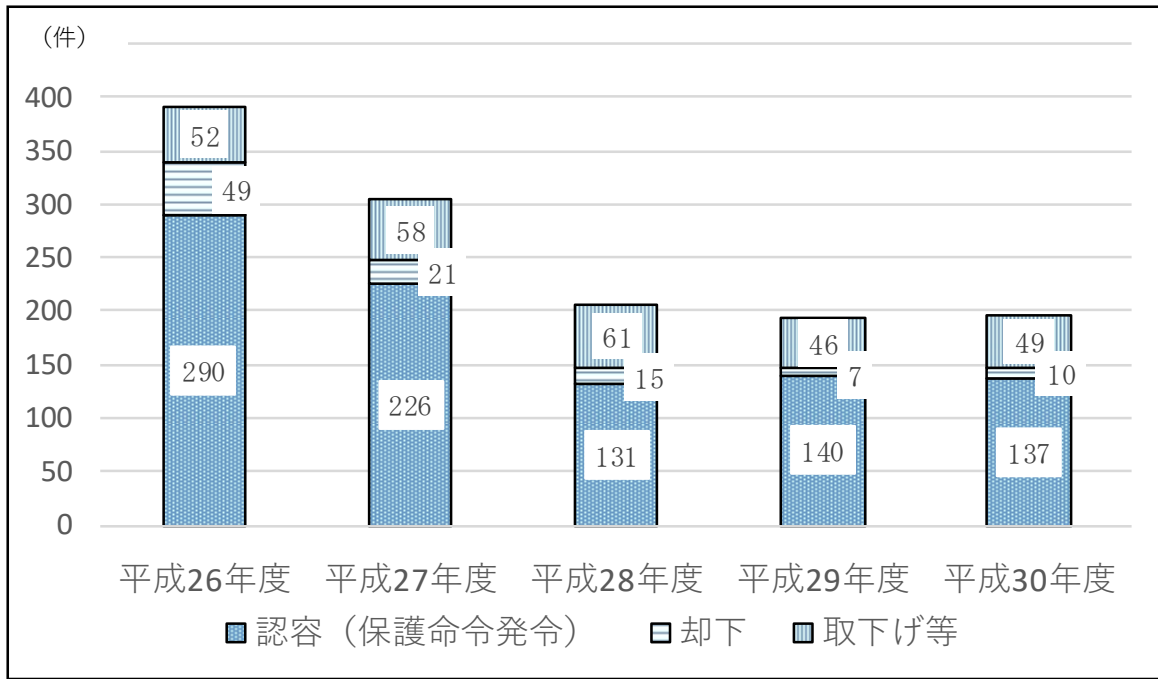
図表9 さいたま市における緊急一時保護及び一時保護件数



資料：さいたま市人権政策・男女共同参画課

被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、接近禁止命令や退去命令を出す保護命令制度があります。さいたま地方裁判所管内での保護命令発令件数は、平成26年以降減少傾向にあります（図表10）。

図表10 県内における保護命令発令件数



資料：さいたま地方裁判所

【課題】

被害者の安全の確保と負担軽減のため、相談から一時保護に至るまでの対応をスムーズに行う必要があります。また、DV被害者が適切な選択ができるよう、DV被害者の事情に応じた適切な情報提供を行う必要があります。

また、被害者がDVから逃れた後は、新たな自立した生活の構築が求められます。被害者の支援に当たっては、精神的支援のみならず経済的支援も重要であることから、関係機関等の連携による充実した支援策が必要となります。

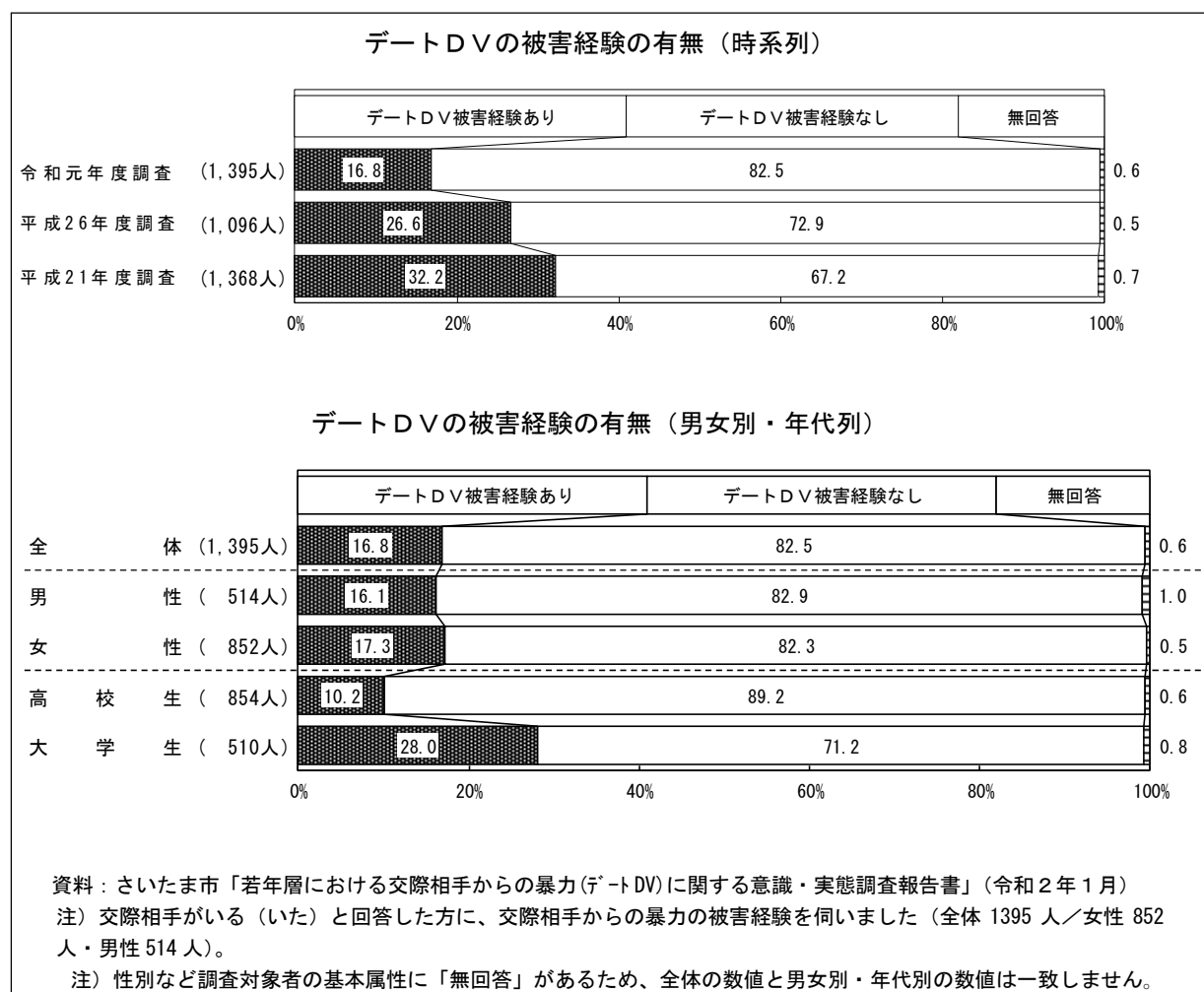
4 若年層における交際相手からの暴力

内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成30年3月）によると、交際していた当時、交際相手から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかの被害を受けたことがあった女性は21.4%、男性は11.5%となっています。また、被害者を女性に限ると、10歳代～20歳代に被害にあった割合が、「身体的暴行」で10.4%、「心理的攻撃」で12.2%、「経済的圧迫」で5.6%、「性的強要」で9.4%となっています。

さいたま市が市内の高校及び大学を対象に実施した「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査報告書」（令和2年1月）による

と、交際経験のある学生のうち、全体として 16.8%となっており、約 6 人に 1 人は何らかの暴力行為を受けたことがあると回答しています（図表 11）。

図表 11 デートDVの被害経験



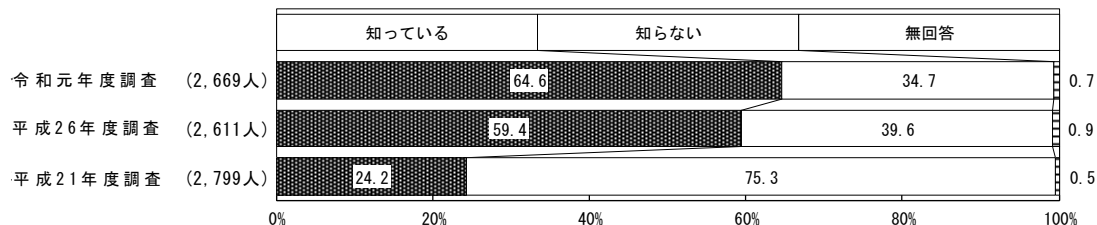
「デートDV」という言葉と内容の認知度について、言葉を「知っている」と回答した割合は、64.6%となっています。内容についても「知っている」と回答した割合は、49.0%となっています。

過去の調査結果と比較すると、平成 21 年度以降、「デートDV」という言葉と内容の認知度は増加傾向にあり、また平成 21 年度と比べ、「デートDV」という言葉と内容は約 2.5 倍に増加しています。(図表 12)

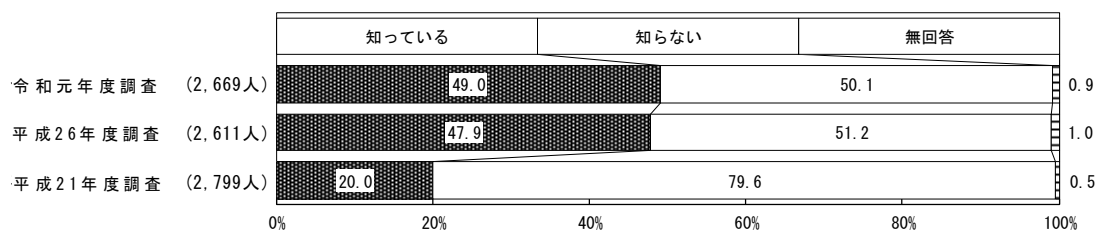
図表 12 デートDVの認知度

デートDVの認知度（時系列）

「デートDV」という言葉

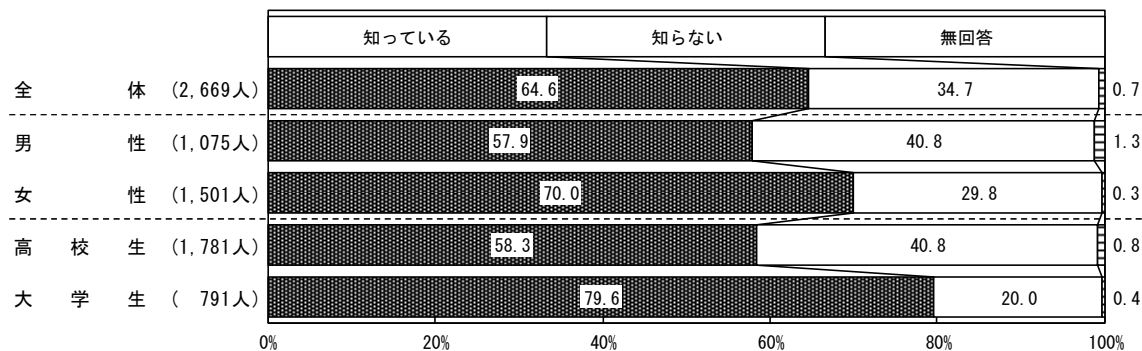


「デートDV」という内容

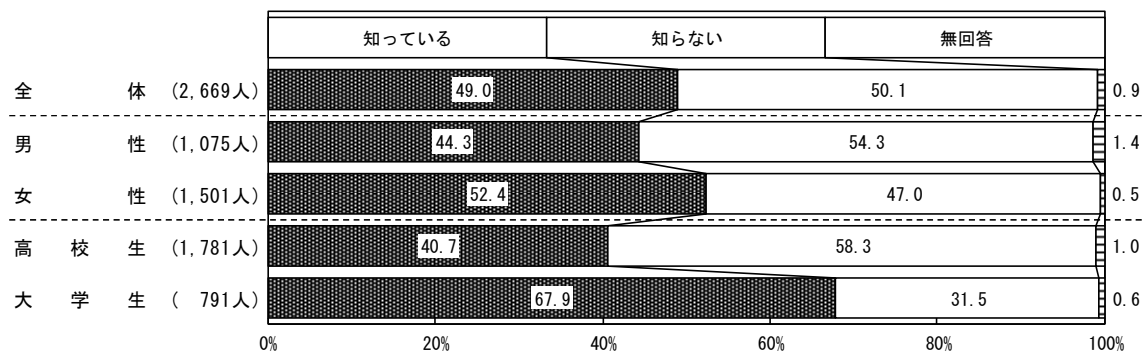


デートDVの認知度（男女別・年代別）

「デートDV」という言葉



「デートDV」という内容



資料：さいたま市「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査報告書」(令和2年1月)

【課題】

「デートDV」という言葉の認知度は、平成21年度以降から増加傾向にありますが、内容については半数が「知らない」と回答しています。

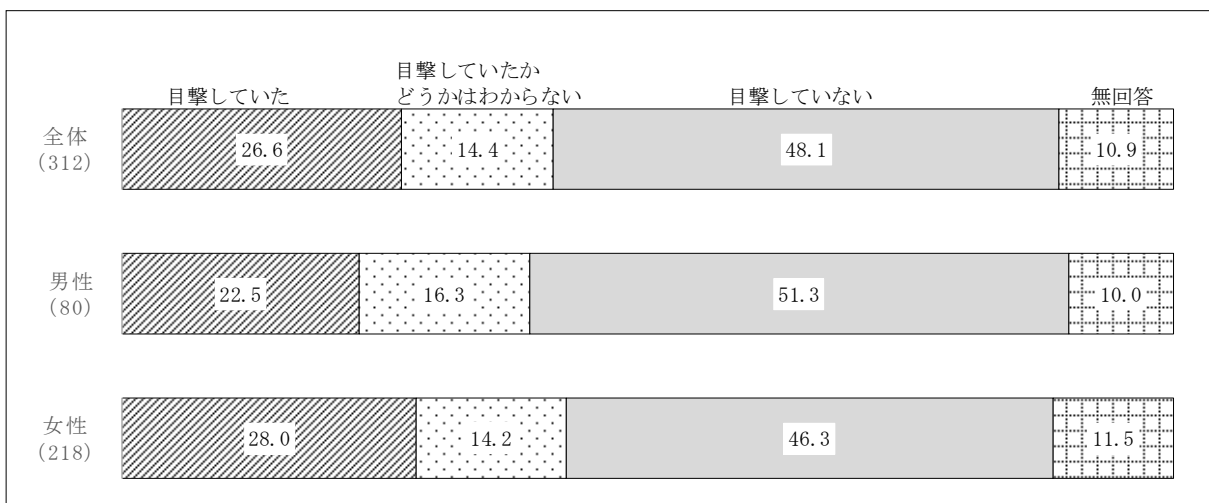
また、大学生のデートDVの被害経験について、高校生の割合と比較すると、3倍程度増加していることから、早い段階でデートDVに対する正しい知識を身に付け、適切な行動を取れるよう努める必要があります。

5 子どもへの影響

市民意識調査によると、配偶者等からの被害経験があったと回答（図表4）した被害者のうち26.6%が、「子どもは暴力を目撃していた」と回答しています（図表13）。また、17.6%について、子どもに対しても暴力行為が「あった」と回答しています（図表14）。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であると定義されています。暴力を目撃した子どもは心が深く傷つき、さまざまな心身の症状が表れることもあり、適切な支援が求められます。

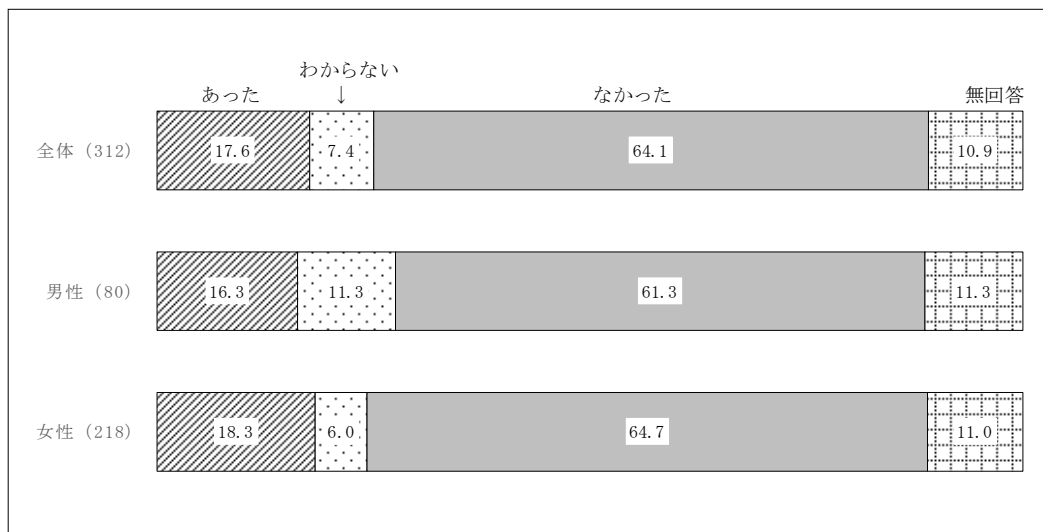
図表13 暴力行為について、子どもの目撃の有無



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成29年1月）

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

図表 14 子どもへの暴力行為の有無



資料：さいたま市「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（平成 29 年 1 月）

注）性別など調査対象者の基本属性に「無回答」があるため、全体の数値と男女別・年代別の数値は一致しません。

【課題】

児童虐待については、児童相談所への相談・通告件数が年々増加の一途をたどっており、依然として深刻な社会問題となっています。

児童虐待を未然に防止するため、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会等を通して関係機関との連携を促進し、DV及び児童虐待の早期発見に努めることが必要です。

また、DVによる心理的虐待に加え、転居や転校をはじめとする生活環境の変化等によるストレスを受けている子どもに対して、適切な対応ができるよう、関係機関等との連携が必要です。

6 関係機関等との連携

さいたま市では、平成 16 年から「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を設置されています。市内及び市外関係機関等と密接な連携を図り、予防から自立までのサポート体制の更なる充実を図る必要があります。

また、民間緊急一時避難施設を運営する団体に対して補助金を交付し、その事業を支援していくことが重要です。

【課題】

DVの解決に向けては、その防止から被害者の自立まで切れ目のない支援を必要とし、多方面にわたる関係機関等との連携・協力体制が必要不可欠であり、今後もその充実を図ることが求められます。

また、被害者が安心して支援を受けるために、職務関係者における情報管理の徹底や、二次的被害防止のための更なる資質の向上が必要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 計画の性格

本計画の性格として、次のとおり提言します。

- (1) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画とします。
- (2) 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案した基本計画とします。
- (3) 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成31年3月策定、計画期間：平成31年度～令和5年度）の目標Ⅶ「女性に対する暴力のないまちづくり」の施策の方向として示された「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援」に関する総合的な体系を示すものとします。

2 計画の対象とする暴力

DV防止法第1条に規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの暴力及び平成25年7月の法改正により法の適用対象となった生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を計画の対象とすることを提言します。

また、暴力は身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力も含むものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」に計画期間に合わせることを提言します。なお、計画期間中においても、DV防止法の改正や基本方針の見直し、社会情勢の変化が生じた際には、必要に応じた見直しを行うよう提言します。

4 計画の目標

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景に男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視などの問題があります。さいたま市では、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」を引き続き計画の目標として、各施策への展開を図ることを提言します。

また、DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援に至る各段階にわたり、多様な関係機関等による被害者の立場に立った切れ目のない支援が必要なことから、計画の具体的な目標として次の5つの基本目標を提言します。

計画の目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり

- 基本目標Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進
- 基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実
- 基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実
- 基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

5 計画の体系

基本計画の体系

基本計画の体系について、次のとおり5つの基本目標、18の施策の方向とするよう提言します。

基本目標	施策の方向
I 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発
	2 学校等における人権教育の推進
	3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充
II 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実
	2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
	3 相談体制の強化と周知
	4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮
III 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備・充実
	2 被害者及びその関係者に係る情報の保護
	3 自立を支援する各種制度の周知と充実
	4 心身の健康回復への支援
IV 子どもの安全確保及び必要な支援の充実	1 保育・就学支援
	2 子どもの心のケア
	3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実
V 関係機関等との連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化
	2 職務関係者による配慮
	3 調査研究の推進
	4 苦情の適切かつ迅速な処理

IV 計画の基本目標と施策の方向

基本目標Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進

DV防止法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する理解を深めるものとするとしています。

配偶者からの暴力の防止の観点から、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さないという意識を社会全体で共有することが求められています。

被害者が受けた暴力の実態の把握や、配偶者等に対して暴力を振るうことは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、性別を問わず市民に広く認識されることが必要です。

また、DV防止に向けた啓発を進めるにあたっては、DVには身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれることについて理解を進めることが重要です。

市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないよう、DVを身近な問題として考える上で大きな役割を果たす啓発について、その内容や対象の工夫・拡大を行う必要があります。

また、DVを未然に防ぐためには、学校・家庭・地域・企業等において、人権尊重の意識を高める啓発や教育・研修の促進、情報の提供が必要です。特に若年層に対して、交際相手からの暴力（デートDV）についての積極的な情報提供は、DVの防止に大きな効果が期待されることから、相談しやすい環境の整備とともに、取り組みを進めていくことが不可欠です。

《施策の方向》

1 市民への意識啓発

人権尊重や男女共同参画に関する啓発を推進する
DVに関する啓発を推進する

2 学校等における人権教育の推進

学校や家庭等における人権教育や男女平等教育を推進する

3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充

学校や地域等において交際相手からの暴力に関する啓発を推進する
若年層が相談しやすい環境を拡充する

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DVは、一般的に外部からの発見が難しい家庭内において行われるケースが多いため、潜在化しやすいという特性があります。被害者も加害者からの報復、家庭の事情やDVが重大な人権侵害であるという認識の欠如など、様々な理由から支援を求めることをためらうケースや相談に至らないケースも少なくありません。

庁内関係機関においては、被害者の早期発見ができるよう、DVに対する理解を深めるとともに配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携体制の強化を求めます。

また、各相談窓口で相談内容の情報連携・共有方法についての検討を進め、被害者の安心・安全、負担軽減及び相談による二次的被害の防止が図れるように相談体制の充実を目指すとともに、相談員・職員に対しては研修などを実施し、迅速かつ適切な対応がとれるよう資質の向上を求めます。

さらに、相談者の過酷な経験の話を聴くことで、相談員・職員自身が、精神的・感情的に影響を受けてしまう場合もあります。そこで、高度な専門知識を有する専門家等によるスーパービジョン等を実施し、専門的立場からの助言、指導を受け相談時に感じた不安や迷いを払拭することや、加害者等からの追及等に対しては、組織として対応することが必要です。

なお、日本語でコミュニケーションがとれない外国人や生活の自立が困難である障害者、介護を必要としている高齢者などが被害者である場合に、加害者の元を離れた後の生活等に不安があるため、離れる選択ができない場合もあります。

障害者に対する虐待や介護疲れによる高齢者虐待など、加害者と被害者の関係性も多様化していることを踏まえ、ネットワークの拡充及び庁内関係機関との連携を図りながら、多様な被害者支援を実施するよう求めます。

《施策の方向》

1 早期発見・通報体制の整備・充実

DVの通報体制について周知し、被害者の早期発見につなげる
行政手続きで関わる窓口での早期発見できる体制を整備する

2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実

ワンストップサービスを実施し、被害者の負担軽減を図る
男性のDV被害者に対する支援体制について検討する
二次的被害の防止のために情報連携等の体制を整備する

3 相談体制の強化と周知

婦人相談員への研修を実施し、相談員の資質の向上を図る
相談窓口の利用に関して周知する
庁内外の関係機関等との連携体制を強化する

男性の相談窓口の周知・拡充を図る

4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮

外国人、障害者、高齢者等に配慮した相談環境を整備する

基本目標Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実

緊急性、危険性が高い被害者の安全確保には、警察への相談を案内するとともに、関係機関や民間団体が持つ機能や制度を活用していくことが必要です。

さらに、被害者の状況から一時保護が必要な場合、県の婦人相談所に保護を依頼することになるため、市町村は婦人相談所までの同行支援や自立に向けた各種手続きを関係機関等と調整するなど、県と密接に連携体制を構築しながら被害者の支援にあたる必要があります。

また、被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進める必要があります。

なお、被害者の生命又は身体の安全を確保するのに有効な法的手段として、DV防止法による保護命令があります。裁判所が行う保護命令制度の利用については、情報の提供や助言、関係機関への連絡その他の援助を行うことも、市町村の重要な役割となっており、より一層の強化を求めます。

《施策の方向》

- 1 安全な保護体制の整備・充実
関係機関等との連携により、DV被害者等の安全を確保する
- 2 被害者及びその関係者に係る情報の保護
DV被害者及びその関係者の安全の確保のため、情報管理を徹底する
- 3 自立を支援する各種制度の周知と充実
各関係機関等との連携の基にDV被害者の自立を継続的に支援する
DV被害者の自立を支援する制度の周知を実施する
- 4 心身の健康回復への支援
地域における継続的なサポート体制を整備する

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保及び必要な支援の充実

子どもの目の前でDVが行われること等、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たります。

また、DVの特性として、DV被害者は暴力的環境の中で生きてると、自信を失い、無力感から感受性を麻痺させることで適応しようとし、加害者が望むことを最優先して行動するようになってしまいます。その結果、加害者が子どもに暴力を振るっていても制止することができず、被害者が子どもへの暴力に加担してしまうことさえあります。児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図るためにも、児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、他の関係機関等も含む相互の連携協力を強化することを求めます。

さらに、子どもについては、DVを目撃したことによる心理的虐待や、転居や転校をはじめとする生活環境の変化など、避難後も大きなストレスを受けている状況にあり、心とからだのケアを継続的に行うことが極めて重要となります。

DV被害者の自立した生活を支援するため、関係機関等は援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等の制度を利用できるように、より一層の情報提供を求めます。

《施策の方向》

1 保育・就学支援

DV被害者の子どもの保育・就学等について支援する

2 子どもの心のケア

関係機関等との連携により、子どもの心のケアを実施する

3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実

児童虐待の早期発見や適切な保護のための連携を図る

基本目標Ⅴ 関係機関等との連携協力

被害者の適切な保護と自立支援を図る上では、民間団体を含む関係機関等が共通認識を持ち、緊密に連携して取り組むことが必要です。なかでも、DV防止及び被害者の保護に取り組む民間団体からの協力は極めて重要であり、必要な援助を行うよう努める必要があります。

また、被害者の保護や支援に携わる職務にある者は、二次的被害の防止のためにもDVの持つ特性を十分に理解し、被害者の心身の状況やその置かれている環境等を踏まえ、その人権を尊重するとともに、安全の確保と秘密の保持に十分な配慮を行いながら職務に従事することが求められており、そのためには、適切な対応を身につけるための研修を行うことが重要です。

さらに、DV防止及び被害者の保護に資するため、先進事例や各種の調査結果等を施策の推進に極力反映させるとともに、支援に関し被害者から苦情の申出があった際は、適切かつ迅速に対応することを求めます。

近年、相談件数は増加傾向にあり、また、その相談内容も複雑化してきていることから、従来の相談支援の手法では対応が困難なケースが発生する可能性も考えられます。

今後も、庁内関係機関及び庁外の関係機関等が参画する「さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議」を通して、民間団体・公的機関が持つ最新の福祉資源や、事例を通じた支援方策の検討・共有を図り、常に最新かつ適切な支援を実施できるよう努めるよう提言します。

《施策の方向》

- 1 関係機関、民間団体との連携協力体制の強化
関係機関等との連携協力体制を強化する
二次的被害の防止のために情報連携等の体制を整備する
- 2 職務関係者による配慮
DV被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう研修を実施する
- 3 調査研究の推進
DV防止及び被害者保護のための調査研究を推進する
加害者対策に関する調査研究を行う
- 4 苦情の適切かつ迅速な処理
DV被害者保護に係る職務の執行に関する苦情について、適切に対応する